

## 発注方法の取扱いについて

### 1 発注方法について

- (1) 全ての建設工事等の発注において、一般競争入札を適用する。  
このうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（1,500万 SDR 以上、平成 18・19 年度は 24.1 億円、以下「WTO 対象工事」という）については一般競争入札、それ以外の工事は条件付き一般競争入札とする。
- (2) 「三重県建設工事発注標準」に基づき格付けされた、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事の 6 業種及び解体工事、交安(二種)工事・塗装工事・法面処理工事については、別表 1 により発注するものとする。  
ただし、WTO 対象工事については、別途県庁事業室と協議すること。
- (3) 次に該当する場合には、前記の発注方法を踏まえつつそれぞれに定めるところによることができるものとする。
  - ア 工事の適正な施工を確保するため、当該発注区分の上位区分の業者を入札参加させることができるものとする。
  - イ 次に該当する建設工事等にあつては、指名競争入札及び随意契約とする。
    - 緊急性を要する工事
    - 公共施設の復旧工事等で、放置すれば県民の生活に重大な支障をきたすおそれのある緊急を要する工事。
    - 地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に該当する工事
- (4) 専門性を有する工事の分離発注について  
入札契約適正化法の主旨を踏まえ、専門性を有する工事については、工程や施工条件等を勘案し困難な工事を除き分離発注を原則とする。  
(別途、『専門工事発注における業者選定について』も参考とする。)

### 2 総合評価方式の適用について

- (1) 予定価格 12 億円以上の建設工事は総合評価方式(標準型・高度技術提案型)とする。
- (2) 予定価格 3 千万円以上 12 億円未満の建設工事は簡易型総合評価方式とする。  
(但し、予定価格 2 億円以上の建設工事については標準型の適用を検討する。)  
試行においては、以下の工事に原則として適用する。
  - 予定価格 7 千万円以上
  - 舗装工事は 2 千万円以上
  - 橋梁下部工・法面処理工・海洋土木等技術力を必要とする工事は 3 千万円以上

### 3 実施時期

- この取扱いは、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 15 年 1 月 14 日から実施する。
- この取扱いは、平成 15 年 7 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。  
(同日の競争入札審査会に諮る対象工事から適用)

# (別表1) 発注方法 (平成19年4月1日適用)

## 1 土木工事

一般競争入札 WTO	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上	管内Bランク	
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク		管内Cランク
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者等		
	24.1億円 (1,500万SDR)	3億円	8千万円	3千万円 2千万円

- ・WTO対象工事については一般競争入札、それ以外の工事については条件付き一般競争入札とする。
- ・1億5,000万円未満の工事については、地域性を重視して地域条件を加えることができるものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・3億円未満の特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・3億円以上については、県内、管内、県外Aランク業者による特定建設工事共同企業体による発注を想定しています。(三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱参照。以下同じ)
- ・なお、土木工事については別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・WTO対象工事については、別途県庁事業室と協議すること。
- ・上下水道の管工事を含む

## 2 建築工事

一般競争入札 WTO	(条件付き一般競争入札)				
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク	県内Bランク		
	県内の指定する地域のAランク (特定JVを想定)	県内の指定する地域のAランク		県内Cランク	
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者等			
	24.1億円 (1,500万SDR)	5億円	2億円	1億円	5千万円 1千5百万円

### 3 建築に付随する付帯工事（電気工事・管工事）

一般競争入札 W T O	(条件付き一般競争入札)		
	県内 A ランク (特定 J V を想定)	県内の指定する地域の県内 A ランク	県内 B ランク
	管内 A ランク (特定 J V を想定)		
県外業者 A ランク (特殊工事等 J V)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等		
	24.1 億円 (1,500 万 SDR)	1 億円	3 千万円 1 千 5 百万円

- ・ 予想される参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・ 高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。

### 4 電気工事（建築設備工事を除く）

一般競争入札 W T O	(条件付き一般競争入札)		
	県内 A ランク (特定 J V を想定)	県内の指定する地域の県内 A ランク	管内 B ランク
	管内 A ランク (特定 J V を想定)	管内 A ランク	
県外業者 A ランク (特殊工事等 J V)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等		
	24.1 億円 (1,500 万 SDR)	2 億円	3 千万円 1 千 5 百万円

- ・ 予想される参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
  - ・ 高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
- 高度で専門的な技術を要する等の工事とは、水力発電所における主要機器の設置、改修、調整整備工事及びこれに類する工事とする。

## 5 管 工 事（建築設備工事を除く）

一 般 競 争 入 札  W T O	（条件付き一般競争入札）			
	県内 A ランク (特定JVを想定)	県内の指定する地域の県内 A ランク	管内 B ランク	
	管内 A ランク (特定JVを想定)	管内 A ランク		
県外業者 A ランク (特殊工事等 JV)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等			
	 24.1 億円 (1,500 万 SDR)	 2 億円	 3 千万円	 1 千 5 百万円

## 6 舗 装 工 事

（条件付き一般競争入札）			
準県内 A ランク 1,100 点以上		準管内 B ランク 管内 B ランク	
県内本社の管外 A ランク 950 点以上	準管内 A ランク 950 点以上	準管内 A ランク	
管内 A ランク 830 点以上		管内 A ランク	
 2 億円	 7 千万円	 2 千万円	 5 百万円

- 参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等
- 準県内業者 : 県内に建設業法上の営業所等を置く県外業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制のある業者で、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。
- 準管内業者 : 管内に建設業法上の営業所を置く県内業者で、県内に As プラント又は施工機械等を保有し施工体制が有る管外業者で、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

- ・ 詳細については、「2. 専門工事（舗装工事）発注における業者選定について」を参照すること。
- ・ 予想される参加可能業者数が少ない場合は範囲を拡大することが出来る。
- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業室と協議する。
- ・ 学校のアンツーカー工事は該当しない。

### WTO 対象工事について

地方公共団体の物品等又は調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める件の施行について（通知）平成 18 年 1 月 23 日付総行第 8 号により、平成 18 年度及び平成 19 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の両年度は 24.1 億円。

## 7 造 園 工 事

(条件付き一般競争入札)	
県内 A ランク	管内 B ランク
	管内 A ランク

2 億円

7 百万円

参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業室と協議する。
- ・ 予想される参加業者数が応募予想数が少ない場合は、地域を最大限県内まで拡大することができる。

## 8 解 体 工 事

(条件付き一般競争入札)	
県内業者	県内の指定する地域
----- 県外業者	

2 億円

参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 等

- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業室と協議する。

## 9 そ の 他 工 事

以下の工事については、別途『専門工事発注における業者選定について』によることとする。

- (1) 橋梁上部工工事(鋼橋・PC橋)
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事
- (4) 海洋土木工事
- (5) 交安(二種)工事
- (6) 塗装工事

別添 1

土木工事における共同企業体構成の考え方

1 条件付き一般競争入札  
 1) 一般的な土木一式工事  
 (1) 12億円未満の工事

	JV代表者		JV構成員			
	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
		管外	管内		管外	管内
参加出来ない		工事内容により同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない
1000点 950点 840点 (総合点)						

注1) 県外業者については、上記にかかわらず、工事内容により同種工事の有資格者が一定数に満たない場合は、県外業者(1,200点以上)も参加できることとする。

注2) 12億円未満の推進工事(下水道)は一般的な土木一式として扱う。

注3) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

(2) 12億円以上の工事

	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
						管外	管内
参加出来ない		工事内容により同種工事の施工実績が必要	参加出来ない	施工実績等の条件問わない	参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない
1000点 950点 840点 (総合点)							

注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

## 2) 一般的な土木一式以外の工事

### (1) 12億円未満の工事

#### トンネル工事

注) 断層帯、破碎帯、湧水帯等があり技術的に困難な工事に適用。

1200点 1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

#### 海洋土木工事

注) 特殊ケーソン、ポンプ浚渫、軟弱地盤改良工事等の専門工事に適用。

1200点 1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

#### 河川排水機場工事等、下水道土木工事

1200点 1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

注1) 下水道土木工事とは、下水道処理施設及び中継ポンプ場施設にかかる土木工事。

#### シールド工事

1200点 1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外 (地域を指定) 施工実績等の 条件問わない	管内 施工実績等の 条件問わない

全体注) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

## (2) 12億円以上の工事 トンネル工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

## シールド工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

## 下水道土木工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

全体注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

## 3) その他

1,500万SDR(平成18・19年度は24.1億円)以上(WTO対象)及び特殊な事業については別途県庁事業室と協議することとする。

附則 この考え方は、平成16年6月1日から施行する。

附則 この考え方は、平成19年4月1日から施行する。